

新入生「多子世帯への授業料等無償化」の実施について（令和7年4月～）

令和7年度から多子世帯（扶養する子どもが3人以上いる世帯）の学生に対して、所得制限のない「大学等授業料無償化」（入学金※1・授業料減免を国が定める一定額まで無償化する制度）が開始されます。本制度の利用を希望する方は、日本学生支援機構の給付奨学金に申し込みをする必要があります。※1 入学金の対象は令和7年4月新入学生のみ。

現時点では、詳細な情報が文部科学省及び日本学生支援機構から通知されておらず、ご案内できる情報は下記の事項に限られます。

- ・授業料減免の年間上限額は私立専門学校 年額 59 万円（授業料の全額無償化ではありません）

- ・減免対象となるためには、入学後の定められた期間内に申し込みを行い、審査を受ける必要があります。（自動的に減免対象となるわけではありません）

- ・採用後も自動的に継続されるわけではなく、成績審査や扶養する人数により次年度の継続可否が決定します。

- ・「扶養する子どもが3人以上」とは申込時点での子の人数ではなく、原則として前年以前の年末(12月31日)時点の住民税情報に基づき確認できる扶養する子どもの人数が3人以上であることとされています。

例) 申込時期が令和7年4月の場合：令和5年12月31日時点の住民税の課税情報

※社会人の子ども以外でもアルバイト収入が多い等の理由で扶養から外れている場合などは子どもの人数としてカウントされない場合もあります。

この制度について、現時点で公開されている情報は文部科学省ホームページからご確認ください。

文部科学省ホームページ

[高等教育の修学支援新制度：文部科学省](#)

現時点では、入学金、入学手続時納入金を全額納入いただく必要があります。対象となった場合、減免額を次の学費請求に充当予定となります。